

## 富山市借上市営住宅建設事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市借上市営住宅制度要綱（以下「制度要綱」という。）第12条の規定に基づき、借上市営住宅等の建設に要する費用の一部に対する補助金の交付に関し、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、公営住宅整備事業等補助要領（平成8年建設省住備第83号。以下「補助要領」という。）及び制度要綱に定めるところによる。

### (補助対象)

第3条 補助の対象となる事業は、補助要領第3第1項第2号に規定する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 住宅共用部分整備
- (2) 共同施設整備（ただし、駐車場及びそれに続く通路の整備を除く。以下同じ。）
- (3) 高齢者向け又は障害者向け設備の設置等
- (4) 団地関連施設整備
- (5) 土地整備

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象の区分に応じ、補助要領第5から第9の規定に基づき算出した当該補助対象の工事の費用に右欄に掲げる率を乗じた額の合計額以下で市長が認める額とする。

補助対象区分	補助率
住宅共用部分整備	3分の2
共同施設整備	3分の2
高齢者向け又は障害者向け設備の設置等	3分の2
団地関連施設整備	3分の1
土地整備	3分の2

- 2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、住宅共用部分整備に係る補助対象については、公営住宅等整備事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第37号）第5の規定によるものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 認定事業者は、第3条に規定する補助対象となる事業について、補助金の交付を受けようとするときは、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、工事着手前に市長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、建設に要した費用に応じて、補助金額を決定し、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付決定通知書（様式第2号）をもって認定事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、条件を付することができる。
- 3 認定事業者は、第1項の規定による交付決定通知書を受理する前に、当該借上市営住宅等の建設に着手してはならない。

### (全体設計の承認申請)

第7条 認定事業者は、借上市営住宅等の建設事業の実施が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請前に、当該建設事業に係る事業費の総額及び事業完了の予定時期等について、富山市借上市営住宅等建設事業全体設計承認申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。なお、当該建設事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

### (全体設計の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めた

場合は、当該全体設計を承認し、富山市借上市営住宅等建設事業全体設計承認通知書（様式第4号）をもって認定事業者へ通知するものとする。なお、当該建設事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

（補助金の交付変更申請）

第9条 認定事業者は、第6条の規定による補助金交付決定後に当該補助金の額等に変更が生じたときは、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付変更申請書（様式第5号）に係る書類を添付し、速やかに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付変更決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当であると認められた場合は、補助金額等を変更決定し、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付変更決定通知書（様式第6号）をもって認定事業者へ通知するものとする。

（補助金の一部払い等）

第10条の2 市長は、建設事業の実施が複数年度にわたる場合において、第6条第1項により交付決定を受けた補助金額又は前条により交付変更決定を受けた補助金額の範囲内で、認定事業者から申請があった時は、事業の進捗状況に応じ前払金に相当する金額を事業完了前であっても交付することが出来るものとする。

（軽微な変更に係る報告）

第11条 認定事業者は、第9条の規定にかかわらず、補助金の対象となる部分に関して、次の各号に掲げるもの以外の変更を行おうとするときは、富山市借上市営住宅等建設事業内容変更届出書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助金の額に変更が生じる変更
- (2) 事業年度の変更を伴う変更

（事業の中止又は廃止）

第12条 認定事業者は、第6条の規定による交付決定通知書を受領した後において、補助対象となる事業を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市借上市営住宅等建設事業中止・廃止承認申請書（様式第8号）に係る書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受領したときは、富山市借上市営住宅等建設事業中止・廃止承認通知書（様式第9号）をもって認定事業者へ通知するものとする。
- 3 第20条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（完了予定期日までに完了しない場合の報告）

第13条 認定事業者は、建設事業が第6条第1項の規定による交付決定通知書又は第8条第1項の規定による全体設計承認通知書（以下「交付決定通知書等」という。）に付された期日までに完了しない場合は、富山市借上市営住宅等建設事業未完了報告書（様式第10号）により、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 認定事業者は、当該建設事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行勧告）

第14条 市長は、認定事業者が交付決定通知書等の内容、又はこれに付した条件に従って建設事業を遂行していないと認められるときは、富山市借上市営住宅等建設事業遂行勧告書（様式第11号）をもって、認定事業者に対して、相当な期間を定めて、当該建設事業を遂行するよう勧告することができる。

（建設事業の実績報告）

第15条 認定事業者は、毎会計年度の各四半期（第2項又は第3項の規定による報告を行う場合には、第4四半期を除く。）ごとに、富山市借上市営住宅等建設事業遂行状況報告書（様式第12号）により、当該期間が終了した翌月10日までに市長に報告しなければならない。ただし、第4四半期においては、当該第4四半期の末日までに市長に報告しなければならない。

- 2 認定事業者は、借上市営住宅等の建設が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、完了の日から10日以内に、富山市借上市営住宅等建設事業完了実績報告書（様式第13号）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、当該年度の3月20日以降に建設が完了し

た場合は、当該年度の末日までに市長に報告しなければならない。

- 3 認定事業者は、第10条の2の規定により補助金の一部支払いにかかる申請を行う場合は、当該年度の末日までに、富山市借上市営住宅等建設事業年度終了実績報告書（様式第14号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、認定事業者から前条第2項又は第3項の規定による報告書を受領したときは、その内容の審査及び現地調査等を行い、第6条第1項の交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、富山市借上市営住宅等建設費補助金額確定通知書（様式第15号）をもって、認定事業者に通知するものとする。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱）

第17条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入れ控除税額」という。）がある場合の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額等と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第16号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないと。

（是正命令等）

第18条 市長は、第15条第2項又は第3項の規定による報告書を受領した場合において、第6条第1項の交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、認定事業者に対し、これに適合させるための措置を講じるよう命ずることができる。

（補助金の請求及び交付）

第19条 認定事業者は、第16条の規定による通知書を受領したときは、富山市借上市営住宅等建設費補助金請求書（様式第17号）に関係書類を添付し、市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査した上、速やかに補助金を認定事業者に交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第20条 市長は、認定事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

- (2) 補助金の使途が適正でないとき。

- (3) 市長が第14条の規定による遂行勧告を行ったにもかかわらず、遂行勧告に定める期間を経過してもなお、認定事業者が遂行していないと認めるとき。

- (4) その他制度要綱及びこれに付随する要領等に違反したとき。

- 2 前項の場合において、既に交付した補助金がある場合には、市長は、期限を定めて、富山市借上市営住宅等建設費補助金返還命令書（様式第19号）をもって、認定事業者に対してその一部又は全部の返還を求めるものとする。

(延滞金)

第21条 市長は、前条第2項の規定により、補助金の返還を求めた場合において、認定事業者がその指定期限までに返還しないときは、当該指定期限の翌日から返還までの期間の日数に応じ、未納付額について富山市延滞金徴収条例（平成17年条例第107号）の規定に基づき計算した延滞金を当該認定事業者に対して請求することができるものとする。

(書類の保存等)

第22条 この要綱に基づき、補助金の交付を受けた認定事業者は、補助対象となる事業の実施及び補助金の執行に係る書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査に対する協力)

第23条 認定事業者は、補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）富 山 市 長

申請者 住 所

氏 名 実印

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

富山市借上市営住宅等建設費補助金交付申請書  
（ 年 度 ）

富山市借上市営住宅等の建設に要する費用について補助金の交付を受けたいので、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

（1）所在地

（2）住宅名称

（3）事業計画承認 年 月 日付け住第 号

2. 交付申請額 円

3. 事業完了の予定期日 年 月 日

4. 交付申請額の算出方法 別紙1、別紙2及び別紙3のとおり

5. 添付書類

（1）各種承認書

（事業計画承認書写し、確認申請書写し等）

（2）建築計画概要書

（3）工事工程表

（4）設計図書（位置図、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図等及び見積書）

（5）その他（設計住宅性能評価書等）

様式第2号（第6条関係）

住 第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 様

富山市長 印

富山市借上市営住宅等建設費補助金交付決定通知書  
( 年度)

年 月 日に申請のありました借上市営住宅等建設費補助金の交付について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付を決定いたしましたので通知します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

(1) 所在地

(2) 住宅名称

(3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号

2. 交付額 円

3. 事業完了の予定期日 年 月 日

4. 補助金交付の条件

5. 注意事項

- (1) 富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第20条第1項各号に該当する場合には、補助金の一部又は全部の交付決定を取消し、交付されている補助金があるときは、その一部又は全部の返還を求めます。
- (2) 建設工事に着手したときは、富山市借上市営住宅制度実施要領第8条の規定に基づき、着手した日の翌日から10日以内に市長に届出するものとする。
- (3) 建設事業の実施において、補助金額の変更が生じたときは、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、事前に市長の承認を受けるものとする。
- (4) 富山市借上市営住宅制度実施要綱及びこれに付随する要領等に規定する事項を遵守するものとする。

年 月 日

（あて先）富 山 市 長

申請者 住 所

氏 名 実印

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

富山市借上市営住宅等建設事業全体設計（変更）承認申請書  
（ 年度）

富山市借上市営住宅等の建設事業の全体設計について承認（変更承認）を受けたいので、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

- （1）所在地
- （2）住宅名称

2. 事業計画承認 年 月 日付け住第 号

3. 事業完了の予定期日 年 月 日

4. 事業年度 年度～ 年度

5. 事業費 円（別紙のとおり）

6. 添付書類

- （1）各種承認書  
（事業計画承認書写し、確認申請書写し等）
- （2）建築計画概要書
- （3）工事工程表
- （4）設計図書（位置図、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図等及び見積書）
- （5）その他（設計住宅性能評価書等）

様式第4号（第8条関係）

住 第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 様

富山市長 印

富山市借上市営住宅等建設事業全体設計承認通知書  
（ 年度）

年 月 日に申請のありました借上市営住宅等の建設事業の全体設計について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり承認（変更承認）いたしましたので通知します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

(1) 所在地

(2) 住宅名称

(3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号

2. 全体事業費

円  
うち 年度 円  
年度 円

3. 全体事業の完了の予定期日 年 月 日

4. 注意事項

- (1) 建設事業の実施において、全体事業の内容の変更又は当該建設事業に係る事業費の総額の変更が生じたときは、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、事前に市長の承認を受けるものとする。
- (2) 建設事業の全体設計の承認を受けた場合は、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、当該建設事業の各年度ごとに同要綱第5条に規定する補助金の交付申請及び同要綱に規定する手続きをするものとする。
- (3) 富山市借上市営住宅制度実施要綱及びこれに付随する要領等に規定する事項を遵守するものとする。



年 月 日

（あて先）富 山 市 長

申請者 住 所

氏 名 実印  
（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

富山市借上市営住宅等建設費補助金交付変更申請書  
（ 年度）

年 月 日付け住第 号で交付決定の通知を受けた富山市借上市営住宅等の建設に要する費用に係る補助金について、当該交付決定の額及びその内容を変更したいので、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

- (1) 所在地
- (2) 住宅名称
- (3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号
- (4) 補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 交付申請額

交 付 申 請 額	円
前 回 交 付 決 定 額	円
変 更 増 △ 減 額	円

3. 変更理由

4. 事業完了の予定期日 年 月 日

5. 交付申請額の算出方法 別紙1、別紙2及び別紙3のとおり

6. 添付書類

- (1) 変更に係る部分の図面（様式第1号添付書類に準じる）、変更内容説明書
- (2) 事業計画承認書写し、当初の交付決定通知書写し

様式第6号（第10条関係）

住 第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 様

富山市長 印

富山市借上市営住宅等建設費補助金交付変更決定通知書  
（ 年度）

年 月 日に申請のありました借上市営住宅等建設費補助金の交付について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり交付を決定いたしましたので通知します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

- (1) 所在地
- (2) 住宅名称
- (3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号
- (4) 当初の補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 交付額

変更後の交付決定額 円  
変更前の交付決定額 円  
変更増△減額 円

3. 変更理由

4. 事業完了の予定期日 年 月 日

5. 注意事項

- (1) 富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第20条第1項各号に該当する場合には、補助金の一部又は全部の交付決定を取消し、交付されている補助金があるときは、その一部又は全部の返還を求めます。
- (2) 建設事業の実施において、補助金額の変更が生じたときは、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、事前に市長の承認を受けるものとする。
- (3) 富山市借上市営住宅制度実施要綱及びこれに付随する要領等に規定する事項を遵守するものとする。

年 月 日

（あて先）富山市長

申請者 住所

氏名 実印  
（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

富山市借上市営住宅等建設事業内容変更届出書  
（ 年度）

年 月 日付け住第 号で交付決定の通知を受けた富山市借上市営住宅等の建設事業について、当該建設事業の内容を変更したいので、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届出します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

- （1）所在地
- （2）住宅名称
- （3）事業計画承認 年 月 日付け住第 号
- （4）補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 変更内容

3. 変更理由

4. 添付書類

- （1）事業計画承認書写し
- （2）交付決定通知書写し
- （3）変更内容一覧（変更箇所ごとの変更前と変更後の内容がわかる書類）

年 月 日

（あて先）富山市長

申請者 住所

氏名 実印  
（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

富山市借上市営住宅等建設事業中止・廃止承認申請書  
（ 年度）

年 月 日付け住第 号で交付決定の通知を受けた富山市借上市営住宅等の建設事業について、当該建設事業を中止（廃止）したいので、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

- （1）所在地
- （2）住宅名称
- （3）事業計画承認 年 月 日付け住第 号
- （4）補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 建設事業の中止（廃止）を必要とする理由

3. 今回中止（廃止）を申請する建設事業の内訳

4. 添付書類

- （1）交付申請書の写し
- （2）交付決定通知書の写し
- （3）補助金受入調書（別紙）
- （4）既に着工している場合は、建設工事の進捗状況、支払額及び支出義務額等の詳細のわかる書類等

様式第9号（第12条関係）

住 第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 様

富山市長 印

富山市借上市営住宅等建設事業中止・廃止承認通知書  
（ 年度）

年 月 日に申請のありました借上市営住宅等の建設事業の中止（廃止）について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり中止（廃止）を承認いたしましたので通知します。

記

1. 建設事業を中止（廃止）とする借上市営住宅等

（1）所在地

（2）住宅名称

（3）事業計画承認 年 月 日付け住第 号

（4）補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 建設事業の中止（廃止）承認日 年 月 日

年 月 日

(あて先) 富 山 市 長

申請者 住 所

氏 名 実印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

富山市借上市営住宅等建設事業未完了報告書  
( 年度)

年 月 日付け住第 号で交付決定の通知を受けた富山市借上市営住宅等の建設事業について、同交付決定通知書に付された完了期日には、建設事業の完了が困難となったので、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第 13 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

(1) 所在地

(2) 住宅名称

(3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号

(4) 補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 交付(変更)決定に付された事業の完了期日

年 月 日

3. 完了期日までに完了しない理由

4. 完了予定期日 年 月 日

5. 添付書類

(1) 事業計画承認書写し、交付(変更)決定通知書写し

(2) 事業実施状況表(別紙)

(3) 工事工程表(当初工程と変更工程を色別したもの)

(4) 参考資料(撮影年月日を明記した現場写真等)

様式第 11 号 (第 14 条関係)

住 第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 様

富山市長 印

富山市借上市営住宅等建設事業遂行勧告書  
( 年度)

年 月 日付け住第 号にて補助金の交付決定をいたしました借上市営住宅等の建設事業について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、次のとおり当該建設事業の遂行を勧告します。

なお、指定期日まで報告を行ってください。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

- (1) 所在地
- (2) 住宅名称
- (3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号
- (4) 補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 勧告理由及びその内容

3. 報告期限 年 月 日

年 月 日

(あて先) 富 山 市 長

申請者 住 所

氏 名 実印  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

富山市借上市営住宅等建設事業遂行状況報告書  
( 年度 第 四半期)

年 月 日付け住第 号で交付決定の通知を受けた富山市借上市営住宅等の建設事業に係る 年 月末日における遂行状況について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

- (1) 所在地
- (2) 住宅名称
- (3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号
- (4) 補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 添付書類

- (1) 事業計画承認書写し、交付(変更)決定通知書写し
- (2) 遂行状況報告書(別表)
- (3) 参考資料(撮影年月日を明記した現場写真等)



年 月 日

(あて先) 富 山 市 長

申請者 住 所

氏 名 実印  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

富山市借上市営住宅等建設事業完了実績報告書  
( 年度)

年 月 日付け住第 号で交付決定の通知を受けた富山市借上市営住宅等の建設事業が完了したので、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

- (1) 所在地
- (2) 住宅名称
- (3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号
- (4) 補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額 円  
補助金精算額 円

3. 補助事業の実施期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

4. 補助事業の成果

整備計画戸数	完了戸数
戸	戸

5. 添付書類

- (1) 事業計画承認書写し、交付(変更)決定通知書写し
- (2) 補助金精算調書等(別紙 1 及び 2)、補助金受入調書(別紙 3)
- (3) 図面(位置図、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図等)
- (4) 工事契約金額及び支出金額を証明する書類
- (5) 建築基準法等に規定する検査済証等の写し
- (6) 完成写真(全体、補助対象各部、住戸内各部等)

年 月 日

(あて先) 富 山 市 長

申請者 住 所

氏 名 実印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

富山市借上市営住宅等建設事業年度終了実績報告書  
( 年度)

年 月 日付け住第 号で交付決定の通知を受けた富山市借上市営住宅等の建設事業の 年度における実績について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

(1) 所在地

(2) 住宅名称

(3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号

(4) 全体設計承認 年 月 日付け住第 号

(5) 補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 補助金の交付決定額及びその精算額 ( 年度)

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

3. 補助事業の実施期間

全 体 事 業 年 月 日～ 年 月 日

年度事業 年 月 日～ 年 月 日

4. 補助事業の成果 ( 年度)

計画戸数	完了戸数	工事中戸数	未着工戸数
戸	戸	戸	戸

5. 添付書類

(1) 事業計画承認書、全体設計(変更)承認書及び交付(変更)決定通知書写し

(2) 補助金精算調書(別紙1)、補助金受入調書(別紙2)

(3) 図面(位置図、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等)

\*当該年度の完了部分を朱色にて表示すること。

(4) 工事契約金額及び支出金額を証明する書類

(5) 年度末完成写真(全体、補助対象各部、住戸内各部等)

様式第 15 号 (第 16 条関係)

住 第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 様

富山市長 印

富山市借上市営住宅等建設費補助金額確定通知書  
( 年度)

年 月 日に完了 (年度終了) 実績報告のありました借上市営住宅等の建設事業について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、次のとおり当該建設事業の補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

- (1) 所在地
- (2) 住宅名称
- (3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号
- (4) 全体設計承認 年 月 日付け住第 号
- (4) 補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 確定補助金額 円

年 月 日

(あて先) 富 山 市 長

申請者 住 所

氏 名 実印  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた  
事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

記

1. 補助金の確定額 金 円  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知書)
2. 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等  
金 円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等  
金 円
4. 補助金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額)  
金 円

様式第 17 号 (第 19 条関係)

年 月 日

(あて先) 富 山 市 長

申請者 住 所

氏 名 実印  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

富山市借上市営住宅等建設費補助金請求書  
( 年度)

年 月 日付け住第 号で交付決定の通知を受けた富山市借上市営住宅等の建設事業に係る補助金について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第 19 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

(1) 所在地

(2) 住宅名称

(3) 補助金交付決定 年 月 日付け住第 号

2. 請求金額 円

[内訳]

補助対象区分	請求金額
住宅共用部分整備	円
共同施設整備	円
高齢者向け又は障害者向け設備の設置等	円
団地関連施設整備	円
土地整備	円

3. 振込先金融機関

金融機関名	支店名
預金種目	口座番号 (右づめ)
1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ( )	
口座 名義人	(フリガナ)

4. 添付書類 交付決定通知書、確定通知書及び工事請負契約書の写し、  
印鑑登録証明書

様式第 18 号 (第 20 条関係)

住 第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 様

富山市長

印

富山市借上市営住宅等建設費補助金交付決定取消通知書  
( 年度)

年 月 日付け住第 号にて交付決定をいたしました借上市営住宅等の建設事業に係る補助金について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付決定を取消しましたので通知します。

記

1. 補助対象の借上市営住宅等

- (1) 所在地
- (2) 住宅名称
- (3) 事業計画承認 年 月 日付け住第 号
- (4) 全体設計承認 年 月 日付け住第 号
- (5) 補助金交付決定 年 月 日付け住第 号
- (6) 交付決定金額 円

2. 交付決定取消日 年 月 日

3. 交付決定の取消理由

様式第 19 号 (第 20 条関係)

住 第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 様

富山市長 印

富山市借上市営住宅等建設費補助金返還命令書  
( 年度)

年 月 日付け住第 号にて交付決定を取消しました借上市営住宅等の建設事業に係る補助金について、富山市借上市営住宅等建設費補助金交付要綱第 20 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり補助金の返還を命じます。

なお、指定期限までに補助金を返還しない場合は、当該指定期限の翌日から返還までの期間に応じて、同要綱第 21 条の規定に定める延滞金を請求します。

記

1. 返還金額 円

2. 返還期限 年 月 日

3. 返還先

別紙1 (第5条関係)

交付申請額の算出方法の内訳

補助対象区分	補助対象事業に要する経費 (A) 千円	補助率 (B)	補助金申請額 (A)*(B) 千円	備 考
住宅共用部分整備				
共同施設整備				
合 計		/		



別紙2-1 (第5条関係)

住宅共用部分整備費明細書

構造	1戸当たり 平均床面積 m <sup>2</sup>	戸数 戸	標準主体附帯 工事費 (A) 千円	実際の主体附帯 工事費 (B) 千円	主体附帯工事費 に乗じる数値 $\alpha$	住宅共用部分 工事費 $\text{Min}((A), (B)) * \alpha$ 千円	備考
計							

(記載上の注意事項)

1. 「標準主体附帯工事費」欄には、「住宅局所管事業に係る標準建設費について」第2の規定による1戸当たりの主体附帯工事費に戸数を乗じた値を記入すること。
2. 「主体附帯工事費に乗じる数値」には、補助要領第5第3項の規定に基づく数値を記入すること。
3. 特例加算の金額は含めず記入すること。

## 住宅共用部分整備費明細書(特例加算)

## 1. 総括表

住宅名称	住棟名	戸数(戸)	金額(千円)	備考
合 計				

## 2. 住棟別内訳書(住棟名 )

区 分	数 量	金額(千円)	備 考
イ 特殊基礎工事			
ロ 特別規模増工事費			
ハ エレベーター設置工事費			
ニ 消火設備及び警報設備設置工事費			
ホ 雪害防除工事費			
ヘ 特殊屋外附帯工事費			
ト その他特別工事費			
合 計			≦(限度額)

構造及び住棟の型	構造		廊下型	
階数及び住戸の平均床面積	階数		平均床面積	m <sup>2</sup>
特例加算	(算式等)			円

## 3. 住宅共用部分の整備費内訳

区分	種別	細別	単位	数量	単価(円)	金額(千円)	備考

(記載上の注意)

- 「住棟別内訳書」は、住棟ごとに記載すること。
- 「区分」欄は、「上記2の区分」欄に対応させること。
- 「種別」欄は、補助対象工事における費用の種別を記載し、実際の積算に対応させること。
- 「細別」欄は、内訳が判明するように適宜記載すること。
- 「3の住宅共用部分の整備費内訳」について、欄が不足する場合は別表とすること。

## 共同施設整備費明細書

## 1. 総括表

住宅名称	住棟名	戸数(戸)	金額(千円)	備考
合 計				

## 2. 住棟別内訳書(住棟名 )

区 分	整備面積(m <sup>2</sup> )	金額(千円)	備考
イ 児童遊園			
ロ 広場			
ハ 緑地			
ニ 通路			
合 計			

## 3. 共同施設の整備費内訳

区分	種別	細別	単位	数量	単価(円)	金額(千円)	備考

(記載上の注意)

1. 「住棟別内訳書」は、住棟ごとに記載すること。
2. 「区分」欄は、「上記2の区分」欄に対応させること。
3. 「種別」欄は、補助対象工事における費用の種別を記載し、実際の積算に対応させること。
4. 「細別」欄は、内訳が判明するように適宜記載すること。
5. 「3の共同施設の整備費内訳」について、欄が不足する場合は別表とすること。

補助金精算調書

区分	(1) 総支払額 円	(2) 補助対象 外支払額 円	(3) 差引補助 対象額 (1)-(2) 円	(4) 過年度支 払補助対 象額 円	(5) 補助対象 総支払額 (3)+(4) 円	交付内容の決定			補助金精算額		(10) 補助金返 納額又は 不用額 (7)-(9) 円	(11) 補助金受 入済額 円	(12) 差引受入 未済額又 は超過額 (9)-(11) 円	摘要	
						(6) 補助事業 に要する 経費 円	補助率	(7) 補助金額 円	(8) 精算対象 支払額 円	(9) 精算補助 金額 円					
住宅共用部分整備															
共同施設整備															
高齢者向け又は障害者向 け設備の設置等															
団地関連施設整備															
土地整備															
合計															

(記載上の注意事項)

本表の(1)から(6)までは、別紙2補助対象区分別精算内訳調書からそれぞれ転記すること。

補助対象区分別精算内訳調書

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	摘要
	総支払額 円	補助対象 外支払額 円	差引補助 対象支払 額 (1)-(2) 円	過年度支 払補助対 象額 円	補助対象 総支払額 (3)+(4) 円	
住宅共用部分整備						
共同施設整備						
高齢者向け又は障害者向け設備の設置等						
団地関連施設整備						
土地整備						
合 計						

### 補助金受入調書

補助金交付決定通知		補助金受入			摘要
年 月 日	金 額 円	年 月 日	金 額 円	累 計 円	
計					

補助金精算調書

交付決定の内容				年度内遂行実績								翌年度繰越額		着手 予定 年月日	完了 予定 年月日	摘要	
区分	補助 事業に 要する 経費  A 円	補助 率	補助 金額  円	事業費支払実績								補助 入金額  円	繰越分相当 補助対象経 費 A-B				
				(1) 支払 額  円	(2) 外補 助対 象支 払額  円	(3) 補助 対象 支払 額  円  (1)-(2)	(4) 過年 度支 払補 助対 象  円	(5) 補助 対象 総支 払額  円  (3)+(4)	(6) 精算補助対 象支払額		同左 に 対 する 補 助 金 相 当 額  円		金額  円  C				C / A  %
									金額  円  B	B/A  %							
														金額  円  C	金額  円  C / A		
住宅共用部分整備																	
共同施設整備																	
高齢者向け又は障害者 向け設備の設置等																	
団地関連施設整備																	
土地整備																	
合計																	

(記載上の注意事項)

事業費総支払実績の(1)支払額から(5)補助対象総支払額までは支払額を記載すること。(6)精算補助対象支払額には、(5)補助対象総支払額が出来高に対応する当該補助対象経費以上のときは、その額を、未満のときは、当該支払額を記載すること。





## 別表（第15条関係）

## 遂行状況報告書

## （1）総括表

補助の種類	補助対象事業費 (A)	事業進捗状況		事業費支払状況		備考
		第 四半期ま での出来高 (B)	進捗率 (B/A)	第 四半期ま での支払額 (C)	支払率 (C/A)	
住宅共用部分整備	千円	千円	%	千円	%	
共同施設整備	千円	千円	%	千円	%	
高齢者向け又は障害者 向け設備の設置等	千円	千円	%	千円	%	
団地関連施設整備	千円	千円	%	千円	%	
土地整備	千円	千円	%	千円	%	
合 計	千円	千円	%	千円	%	

## （2）内訳書

住宅共用部分整備	未着手	%
	工事中	%
	完了	%
共同施設整備	未着手	%
	工事中	%
	完了	%
高齢者向け又は障害者 向け設備の設置等	未着手	%
	工事中	%
	完了	%
団地関連施設整備	未着手	%
	工事中	%
	完了	%
土地整備	未着手	%
	工事中	%
	完了	%